

定款変更の認可申請

定款を一字一句でも変更する場合には、総会の議決(特別議決)を経たのちに、行政庁の認可を受ける必要があります。また、変更した事項が登記事項の場合には、行政庁から認可書到達後2週間以内に法務局にて変更の登記をしなければなりません。

○定款変更の内容によっては、事前に行政庁との協議が必要な場合がありますので、総会開催前に所管行政庁又は当会に相談してください。

○変更する条文に関連条文があるか否か確認が必要です。変更する内容によっては、関連条文を伴う定款変更を必要とする場合があります。

【例】

① 役員の選出方法を変更する場合

- 「議決権及び選挙権」 → 「議決権」
- 「役員選挙」 → 「役員選任」

② 暴力団排除に関する規定を追加する場合

- 「組合員の資格」に追加
- 「役員」に追加

上記以外にも定款には多くの関連条文がありますので、原案作成にあたり不明な点がありましたら、所管行政庁又は当会にお問い合わせください。

○行政庁への申請期限について定めはありませんが、定款の変更が認可されてから登記を要するものは、登記が完了して初めてその効力が発生しますので、定款変更の議決後速やかに定款変更認可申請の手続きを行ってください。

○所管行政庁に提出しなければならない書類は、次のとおりです。

(作成部数 2部：行政庁1部 組合控1部 ※ 認可書が添付され1部返却されます。)

① かがみ「定款変更認可申請書」(様式第5)

② 定款変更理由書

③ 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面(定款変更条文新旧対照表)

④ 定款の変更を議決した総会の議事録又はその謄本

※ 定款変更の内容によっては、上記の提出書類以外にも必要となる添付書類があります。また、所管行政庁によって必要となる書類が異なる場合がありますので、事前協議の際に併せてご確認ください。

【① かがみ「定款変更認可申請書」(様式第5) 記載例】

令和〇〇年 月 日
(↑ 所管行政庁への提出日)

東京都〇〇区(市)
区(市)長 〇〇〇〇殿
(↑ 東京都所管の組合の場合は、東京都知事 宛)

東京都〇〇区(市)〇〇町〇丁目〇番〇〇号
(↑ 組合の登記上の住所)

〇〇〇商店街振興組合
代表理事 〇〇〇〇
電 話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

商店街振興組合定款変更認可申請書

商店街振興組合法第62条第2項の規定により商店街振興組合の定款変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 定款変更理由書
2. 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面
3. 定款の変更を議決した総会の議事録又はその謄本

定 款 変 更 理 由 書

1. 変更理由

① 第7条(事業)について

現在行っていない第1項第3号及び第4号の事業を削除するとともに、第3号に現在行っている共通商品券の取扱いに関する事業を新規追加する。また、事業の削除、新規追加に伴う号数のずれ及び軽微な字句を修正する。

② 第8条(組合員の資格)について

「暴力団排除条例」が全ての都道府県で施行されるなど、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきていることから、反社会的勢力が組合員や役員となり、組合運営に関与することが決してないよう、組合の根本規範である定款に暴力団排除に関する規定を第2項へ新規追加する。

③ 第25条(役員)について

組合員数減少に伴う組合組織体制の見直しにより理事定数を削減する。また、第8条に暴力団排除に関する規定を新規追加することに伴い、本条にも第2項へ追加し、それに伴う項数のずれを修正する。

・
・
・

○ その他(※全文変更の場合)

用語、表現方法、仮名遣い、句読点、条ずれなど、軽微なものについて、全条文にわたり見直し、変更する。

2. 変更箇所

第7条(事業)、第8条(組合員の資格)、第25条(役員)、…

【③ 定款中の変更しようとする箇所を記載した書面（定款変更条文新旧対照表）記載例】

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

（定款変更条文新旧対照表）

〇〇〇商店街振興組合

変更後の新条文	変更前の旧条文
<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)組合員のためにする売出しに関する共同事業</p> <p>(2)組合員のためにする共同宣伝に関する事業</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3)組合又は組合員のためにする〇〇区(市)商店街振興組合連合会が発行する共通商品券の取扱いに関する事業</u></p> <p><u>(4)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業</u></p> <p><u>(5)組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導</u></p> <p><u>(6)街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、会館、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理</u></p> <p><u>(7)組合員の事業の発展に資するためにする本組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言</u></p> <p><u>(8)組合員が建築協定を締結する場合におけるあつせん</u></p> <p><u>(9)組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)組合員のためにする売出しに関する共同事業</p> <p>(2)組合員のためにする共同宣伝に関する事業</p> <p><u>(3)組合員のためにするポイントカードの発行に関する事業</u></p> <p><u>(4)組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ</u></p> <p>(新規)</p> <p><u>(5)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業</u></p> <p><u>(6)組合員の事業にかかる休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導</u></p> <p><u>(7)街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、会館、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理</u></p> <p><u>(8)組合員の事業の発展に資するためにする本組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言</u></p> <p><u>(9)組合員が建築協定を締結する場合におけるあつせん</u></p> <p><u>(10)組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業</u></p>

変更後の新条文	変更前の旧条文
<p>(10)前各号の事業に<u>附帯</u>する事業</p> <p>2 前項第9号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)本組合の地区内において小売商業を営む者</p> <p>(2)本組合の地区内においてサービス業を営む者</p> <p>(3)本組合の地区内において前2号以外の事業を営む者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、<u>組合員となることができない。</u></p> <p>(1)<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)</u></p> <p>(2)<u>暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者</u></p> <p>(3)<u>暴力団員等を不当に利用していると認められる者</u></p> <p>(4)<u>暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者</u></p> <p>(5)<u>暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</u></p> <p>(役員)</p> <p>第25条 本組合に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 <u>15人以上18人以内</u></p> <p>(2)監事 1人又は2人</p> <p>2 <u>第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</u></p>	<p>(11)前各号の事業に<u>付帯</u>する事業</p> <p>2 前項第10号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)本組合の地区内において小売商業を営む者</p> <p>(2)本組合の地区内においてサービス業を営む者</p> <p>(3)本組合の地区内において前2号以外の事業を営む者</p> <p>(新規)</p> <p>(役員)</p> <p>第25条 本組合に次の役員を置く。</p> <p>(1)理事 <u>21人以上25人以内</u></p> <p>(2)監事 1人又は2人</p> <p>(新規)</p>

変更後の新条文	変更前の旧条文
<p><u>3</u> 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長とし、理事会において選定する。</p> <p><u>4</u> 理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、<u>5</u>人を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p>	<p><u>2</u> 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長とし、理事会において選定する。</p> <p><u>3</u> 理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、<u>7</u>人を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">・ ・ ・</p>

この定款変更は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に開催された第〇〇回通常(臨時)総会において議決したものであります。

令和〇〇年 月 日
(↑ 所管行政庁への提出日)

〇〇〇商店街振興組合
代表理事 〇〇〇〇